

板橋区立小・中学校の適正配置 に関する基本方針

子どもたちのよりよい教育環境のために

平成24年5月

板橋区教育委員会

I 基本方針策定の背景と目的

教育委員会では、平成 13 年 3 月の「東京都板橋区立学校の学校適正規模及び適正配置について（答申）」に基づき、区立学校の適正規模及び適正配置の推進に取り組んできました。

平成 13 年の答申からほぼ 10 年が経過し、教育を取り巻く環境は大きく変化していることから教育委員会は、“子どもたちにより良い教育環境を提供するための学校の規模と配置に関する基本的考え方と具体的方策”について、平成 22 年 1 月に学識経験者や区議会、地域、PTA、学校関係者などから構成される区立学校適正規模及び適正配置審議会（以下「審議会」という。）に諮問しました。

審議会では、学習指導要領が重視する「生きる力」を育成するための教育環境の整備を答申の視点とし、約 2 年間にわたって審議を重ね、平成 24 年 3 月に答申されました。（以下「平成 24 年答申」という。）

教育委員会ではこの答申を十分に尊重し、児童・生徒数の推移及び将来推計、教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、学校適正配置に関する考え方、進め方を示す「板橋区立小・中学校の適正配置に関する基本方針」を策定しました。学校、保護者、地域・学校関係者の皆さまと共に子どもたちのより良い教育環境の実現に繋がる学校規模の適正化に向けて全力で取り組んでいきます。

〔児童・生徒数の推移〕

年度	56	60	元	5	10	15	20	21	22	23	24	ピーク比
小学校	42,008		30,271	26,586	22,540	21,755	22,060	22,113	21,998	21,852	21,619	51.5%
中学校		19,005	15,971	12,523	10,583	9,053	8,614	8,766	8,713	8,802	8,988	47.3%

〔年少人口の推移予測〕

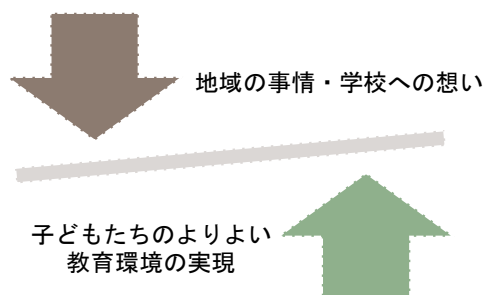
年齢	H22	H27	H32	H37	H42	H47
0～4歳	18,364	16,133	14,534	13,492	12,939	12,604
5～9歳	19,466	18,190	15,980	14,394	13,360	12,814
10～14歳	19,825	19,809	18,514	16,268	14,654	13,602
計	57,655	54,132	49,028	44,154	40,953	39,020
区全体人口	532,209	534,797	533,333	527,951	519,032	507,233

国立社会保障・人口問題研究所「市区町村別将来推計人口」（平成 20 年 12 月推計）

Ⅱ 適正配置に関する基本的な考え方

小・中学校では小規模化がゆるやかに進行する学校がある一方で、大規模集合住宅の建設等により大規模化している学校があります。学校規模に関することや学校や教育に対する時代の要請に適切に対応していくためにも、教育改革を進めると共に、教育環境の整備・充実のために学校の配置や規模について考えていくことが重要です。

検討は、保護者や地域関係者の代表で構成する協議会を設置して合意形成を図りながら進めていきます。協議会では、それぞれの立場から「子どもたちのためにより良い教育環境を整備する」という共通の視点で対応策について意見をまとめて教育委員会へ提出してもらいます。



1. 学校規模から考える望ましい教育環境

(1) 教育上望ましい規模

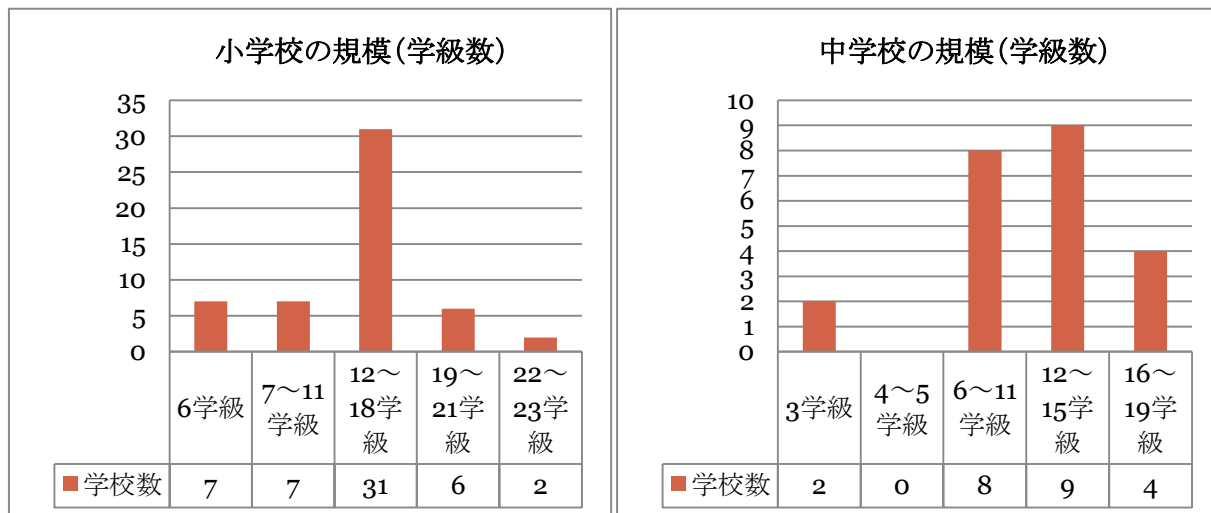
教育上望ましい規模

- ◇小学校 12学級から18学級 (1学級あたり20人から30人)
- ◇中学校 12学級から15学級 (1学級あたり30人から35人)

教育上望ましい規模の学校においては、児童・生徒が多様な人間関係の中で社会性や個性を伸ばし、豊かな人間関係の基礎を培い、学力や体力を一層向上させるのみでなく、学校運営、教員の資質向上等の面でも様々な特性や良さが発揮されます。

小規模校・大規模校のそれぞれにメリット・デメリットがありますが、小規模化や大規模化があまりに進行するとデメリットの影響が大きく、学校の運営努力だけではカバーできないことが危惧されます。

(2) 学校規模の状況 (平成24年5月1日現在)



学校の教育環境は様々な条件により総合的に整えられるものであり、各学校ではそれぞれの規模に応じた教育の充実に取り組んでいます。したがって、規模を外れることが直ちに望ましくない環境であるとは断定はできません。

2. 適正規模化により期待される効果

人間関係

- ◇クラス替えにより、多くの友だちとの関わりが生まれ、人間関係の固定化を防ぐ。
- ◇子ども同士の学び合いや関わり合いによって、社会性、向上心を養いやすい。
- ◇多くの友だちと切磋琢磨すること等を通じて、人間性や協調性、たくましさ等を育みやすい。

出会いが広がり豊かに成長

教育活動

学習環境の充実

- ◇児童生徒数、教員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習など多様な学習・指導形態を取りやすい。
- ◇授業において、多様な意見や考え方に触れたり、切磋琢磨することを通じて、資質や能力をさらに伸ばしやすい。
- ◇専科教員(小学校)・教科教員(中学校)の配置増により、充実した教科指導の展開が期待できる。

多様な活動

- ◇クラブ・委員会・部活動の種類が増え、選択の幅が広がりやすい。
- ◇運動会や学習発表会などの学校行事に活気が生じやすい。

ともに学ぶ環境が充実

学校運営

教員の資質向上 ～教員数がある程度多くなることにより～

- ◇経験、特性などを考慮したバランスのとれた教職員配置を行いやすい。
- ◇専科教員(小学校)・教科教員(中学校)の配置増により、教員同士で研修できる環境が生まれる。
- ◇教員同士が指導内容や指導方法を日常的に交流することが可能となり、より学校や児童・生徒の実態に即した教育活動が展開される。

学校運営面

- ◇校務分掌を分担することで、効率的な学校運営が図られ、教員が児童・生徒と向き合う時間や授業の準備のための時間を確保しやすくなる。

よりよい教育環境の整備

3. 適正配置の実施にあたり配慮する事項

教育上望ましい学校規模の確保に向け、適正配置の検討を進める際には、当該区域の児童・生徒数の将来推計や学校や地域が抱える固有の事情や課題に十分留意する必要があります。以下の7つの視点は、平成24年答申で示された項目であり、これらに留意しながら学校や地域の実情に即した有効な方策を導き出していきます。

〔配慮すべき7項目〕

- ①地域と学校の連携 ②通学区域 ③保幼小中連携の推進 ④特別支援教育
- ⑤学校の大規模化 ⑥大規模集合住宅の影響 ⑦学校改築

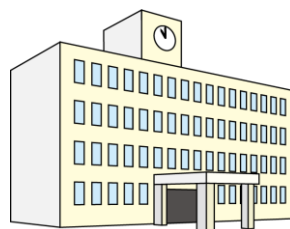
◇配慮すべき項目は、検討する学校、地域によって異なります。

※学校は単に児童・生徒の教育の場であるにとどまらず、地域コミュニティの拠点としての重要な役割を担っています。地域センター区域は、青少年健全育成地区委員会や町会連合会支部等の区域と合致していることから、地域センター区域には小・中学校のいずれかが存在することとします。

4. 学校整備計画との関係

小・中学校は急激な人口増加を受けて、昭和30年代から昭和40年代に集中的に建設されました。多くの学校で耐用年数が近づいている中、教育委員会は策定を進めている区全体の「公共施設整備計画」との整合を図りながら、「学校整備計画」を策定します。

「学校整備計画」は、適正規模・適正配置のあり方も踏まえての策定となります。適正化を進める際には、改築や大規模改修を含めて学校施設に関する検討も必要であり「学校整備計画」との一体性を保つ必要があります。



Ⅲ 適正化に向けた進め方

学校を取り巻く状況は各学校によって様々であるため、学校規模や教育課題に対応するためには、すべての学校の保護者や地域関係者が問題意識を共有する必要があります。また、具体的な検討に入る学校や地域においては、「子供たちの教育環境を充実すること」を第一に胸襟を開いて協議することが何より重要です。

共通理解のもとに問題意識の共有や協議会での検討が進むように、教育委員会は適切な情報提供、広報、協議会の運営に努めてまいります。

① 日常の取り組み～検討地域の公表

1. 問題意識の共有(教育委員会／学校・保護者・地域) 【日常の取り組み】

学校規模は教育環境を構成する重要な要素であることから、日頃から学校・保護者・地域関係者において問題意識を共有します。

- ◇教育委員会は、児童・生徒数の将来推計など適切な情報提供を行うことで各学校での認識共有化に協力します。
- ◇全ての学校は、学校運営連絡協議会等において児童・生徒数の推移や将来推計を取り扱い、保護者や地域関係者と学校規模に関する問題意識の共有化を図ります。
- ◇学校は、必要に応じて教育委員会に日常の取り組み、課題発生等について報告します。

※必要に応じて、教育委員会は意見交換会や説明会を実施します

学校規模等に関して課題が確認された場合に、学校や地域の求めにより適正配置を検討する地域を公表する前の段階から意見交換等を行います。場合によっては、教育委員会から意見交換の場を求めることもあります。

(例えば)

- ・ 1 クラス (単学級) の学年が出現した。
- ・ 学校全体の児童 (生徒) 数の減少が続いている。
- ・ 大規模集合住宅の建設が続き、児童 (生徒) 数の増より学校施設容量に不安がある。

など

2. 適正化の検討を開始する学校・地域の公表

教育委員会は、適正化を検討する必要性を総合的に判断し、検討を要する学校（通学区域）または地域を決定し、公表します。

〔公表の判断材料例〕

- ・ 児童・生徒数の推移及び将来推計
- ・ 教育環境の状況（学校規模、施設等）
- ・ 学校と保護者・地域との問題意識の共有から確認された課題
- ・ 大規模集合建設予定、地域の課題等

〔教育委員会〕 公表対象の学校・地域内の学校に説明 保護者・地域への説明会の開催	〔学校〕 教育委員会との連携 保護者説明の調整
〔教育委員会・学校・保護者・地域〕 ◇検討課題の共有 ◇協議会設置に向けた準備	

② 協議会（設置～協議）

1. 協議会の設置

教育委員会は、学校の学校適正配置を検討する学校（通学区域）または地域に教育委員会・学校・地域関係者等で構成する協議会を設置します。教育委員会は、協議会の設置及び運営について調整します。

（１）協議会設置の目的

学校適正配置を検討する学校（通学区域）又は検討対象地域毎に、教育環境の充実のために、意見集約と合意形成を図る協議の場として「協議会」を設置します。

学校に係る様々な立場から、学校の諸課題を共有したうえで課題解決の方策を協議し合意形成を図ります。

（２）協議会の委員

学校に係る様々な立場の方からの意見を集めながら協議を進めるため、学校や地域に関係する様々な団体の代表者を委員とします。検討する学校（通学区域）や地域の事情を勘案したうえで委員を決定します。

◇主な構成団体◇

教育委員会、学校長、PTA、町会・自治会、学校支援団体等

2. 協議会での協議

- 協議会は、学校の規模に起因する課題解決の方策について協議し、合意形成を図ります。
- 教育委員会は、協議会の事務局として運営調整及び協議に関する情報提供・資料作成を行います。

【協議会の手順】

協議会は、“子どもたちの望ましい教育環境をいかに実現するか”を協議するための場であり、協議会のメンバーが協議会設立の主旨（当該学校・地域の課題）を理解し、客観的な視点を共有したうえで議論し合意形成を図る必要があります。

（１）共通理解事項の確認

- ①協議会設立の主旨（当該学校・地域の現状と課題）の確認
- ②検討プロセスの確認（協議会のルール、検討期間等）

（２）課題解決のための考察

共通理解を持った教育環境の維持向上のための課題について、協議会委員はそれぞれの立場から議論を行い、課題解決のための考察を重ねます。

※教育委員会は、客観的データや教育施策上の規定の提示等、協議会の検討が円滑に進むように必要な情報提供に努めます。

（３）適正化のための方策の決定

通学区域変更や学校統合等、学校適正配置のための方策を検討し協議会としての考えをまとめます。

※協議内容については、「協議会だより」の発行やホームページの活用等、情報の提供に努め、理解と協力を得ながら進めるようにします。

③ 適正配置推進

1. 学校適正配置計画の策定

- 協議会は、合意内容を教育委員会に報告するとともに、「協議会意見書（要望書）」を提出します。
- 教育委員会は、協議会において合意内容を反映した「協議会意見書（要望書）」を踏まえた「学校適正配置計画」を策定します。

2. 学校適正配置計画の推進

教育委員会は、学校・地域と連携して学校適正配置計画を推進します。

【適正配置の進め方 フロー図】

